

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第90回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年2月29日（木）10:00～11:07

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、滝澤 光正、巽 智彦、

藤沢 久美、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

玉田郵政行政部長、折笠郵便課長、藤井信書便事業課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）答申事項

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案【諮問第1244号】

（2）諮問事項

ア 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正【諮問第1247号】

イ 特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1248～1250号】（非公開）

開 会

○谷川分科会長代理 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第90回を開催いたします。

本日は、佐々木分科会長が公務で欠席のため、私が議事をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はウェブ審議を開催しており、現在委員7名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議になりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいて御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項4件でございます。

初めに、諮問第1244号「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、審議いたします。本件は、令和5年12月18日月曜日開催の当分科会におきまして、総務大臣から諮問を受け、当分科会において審議を行い、令和5年12月19日火曜日から本年1月22日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長 おはようございます。総務省郵便課長の折笠でございます。本日はよろしくお願いいたします。

議題（1）答申事項の「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」につきまして、資料90-1に基づきまして御説明いたします。こちらの案件につきましては、先ほど谷川分科会長代理からございましたように、昨年12月18日の当分科会に諮問をさせていただきました25グラム以下の定型郵便物等の料金額の上限を定める総務省令の改正案につきまして、昨年12月から本年1月にかけて実施しました意見募集の結果と、それを受けた答申案についての内容となっております。

初めに、資料の構成について申し上げます。1ページが答申書の案でございまして、2ページから96ページまでが、意見募集の概要と提出された意見の一覧でございます。

また、97ページから147ページまでが、昨年12月18日の当分科会における本件の審議の際の説明資料でございまして、148ページから153ページまでが、同じく昨年12月の当分科会におきまして、諮問させていただきました省令の改正案となっております。

なお、昨年12月の当分科会の審議の説明資料のうち、124ページ、それから126ページの資料につきましては、昨年12月のときと同様に委員限りの資料となっておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、御説明いたします。はじめに2ページを御覧ください。昨年12月19日から本年1月22日の間にかけて行いました意見募集の結果の概要でございます。意見募集は、今申し上げました35日間実施いたしまして、法人・団体から9件、個人から152件、合計161件の御意見をいただいているところでございます。

3ページ以降がいただきました具体的な御意見でございます。

それぞれの御意見につきましては、同趣旨の意見をまとめさせていただきつつ、それぞれの御意見に対する考え方の欄におきまして、事務局の考え方の案を記載させていただいているところでございます。件数が多いこともございまして、全てを御紹介することは差し控えさせていただきますが、全体の傾向をまずざっくり申し上げますと、本件改正案につきましては、賛成の御意見が全体の約6割程度、反対の御意見が約2割程度、それから本件改正案に直接関係のない御意見が約2割程度の全体像でございます。

賛成の御意見につきましては、例えば、郵便のユニバーサルサービス維持のためには、郵便料金の改定が必要であるとの御意見でございますとか、あるいは郵便料金を改定して、適切に価格を転嫁し、郵便局員の待遇改善につなげて欲しいとの御意見などがございました。

また、反対の御意見につきましては、土曜休配等でサービスが低下する中での値上げには納得ができないとの御意見ですとか、より一層の業務効率化、あるいはサービスの見直しをまずやるべきではないかとの御意見などがありました。

その他の御意見につきましては、郵便事業の運営形態に関する御意見でございますとか、あるいは切手の発行に関する御意見などがあったところでございます。

また、改正案への賛否そのものに加えまして、政策の方向性等に関する御意見をいただいております。例えば、郵便事業の安定的な提供を確保する観点から、郵便料金などの制度の見直しをやるべきではないかとの御意見がありました。例示的に申し上げますと、22ページの考え方3でございますとか、あるいは24ページの考え方4、それから、61ページの考え方26などに相当する御意見が制度の見直しの検討が必要ではないかとの御意見でございました。

また、今回の値上げを物価上昇、価格転嫁、収入上昇、それから賃上げといった国民生活や経済の好循環に結びつけていくべきではないかとの御意見などもいただいております。こちらは例えば77ページの考え方42のところになりますけれども、133番の御意見等でそういったものがございました。

それから、日本郵便株式会社に対しまして、価格転嫁でありますとか一層のサービス改善、業務の効率化などを求める御意見もございまして、例えば、74ページの考え方38や128番などの御意見でございます。

このような御意見等を踏まえまして、1ページに戻っていただきまして、答申書の案について御説明を申し上げます。

答申書の案でございますが、先ほど御説明申し上げました意見募集でいただいた御意見、それから昨年12月の当分科会で御審議いただいた際に頂戴いたしました御意見を踏まえまして作成しているところでございます。

まず、1の部分でございますけれども、郵便法施行規則及び信書便法施行規則の改正案につきましては、先ほども申し上げましたように賛成意見が全体の6割とあったことも踏まえまして、諮問のとおり改正することが適当であると認められるとしております。なお、先ほど申し上げましたけれども、昨年12月18日に諮問させていただきました省令の改正案につきましては、148ページ以降に添付しておりますが、内容としましては現行84円とされております上限額を110円に改めるものでございます。

また、この改正案に対する答申と併せまして、2にございまして、2点ほど総務

省に対する要望事項を副申として付してはどうかを考えているところでございます。

まず、要望事項の1点目、(1)でございますけれども、郵便事業のより安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、今後総務省において関係者や有識者の意見も丁寧に関きながら、必要に応じて郵便料金に係る制度の見直しも視野に入れ、検討を行うことでございます。先ほど、いくつか御意見も紹介させていただきましたけれども、そういった郵便事業の将来にわたる安定的な提供の確保のための方策について今後検討して欲しいというものでございますし、前回の当分科会におきましても、委員から持続可能な郵便事業を行っていくために、抜本的にどう考えるかの議論が必要であるとの御意見もいただいたところでございます。

また、要望事項の2点目、(2)でございます。我が国全体として「コストカット型経済」から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革を実現することの重要性などに鑑み、総務省から日本郵便株式会社に対し、適切な価格転嫁などの取組を継続しつつ、必要な郵便料金の改定に加え、抜本的なDXや利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施するよう求めることでございまして、こちら先ほど紹介させていただいた意見の中で、経済全体の好循環に結びつけていくべきとの御意見でありますとか、日本郵便株式会社に対しまして、一層の業務効率化でありますとか、収益力向上のサービス改善などを図って欲しいとの御意見、それから、昨年12月の当分科会におきましても、委員から主に郵便法第3条を満たしていく観点から、日本郵便株式会社におきまして、需要増や効率化等の取組をするべきではないかとの御意見もいただいているところでございまして、こういったことを踏まえて要望事項を2点目として付しているものでございます。

最後になりますが、この25グラム以下の定形郵便物に関する料金の上限を定める省令等の改正につきまして、今後の流れを御説明させていただきます。本日、当分科会で御審議いただきました答申案につきましては、3月7日に開催予定の情報通信行政・郵政行政審議会の総会において御審議をいただきまして、御答申をいただくことを想定してございます。

その後につきましては、昨年12月の当分科会で説明させていただきました資料101ページになりますけれども、流れの記載がございまして、当審議会での御審議が終わった後には、消費者庁に対しまして協議をかけまして、消費者委員会へ付議いたします。それから、物価問題に関する関係閣僚会議等を経た上で、総務省令を公布・施行いたしまして、これに基づきまして、日本郵便株式会社から郵便料金の届出等がなされることとなります。その上で利用者等への周知期間を経た上で、早ければ本年秋頃の郵便料金の改定を想定している流れになってまいります。

以上、すみません、大変駆け足で恐縮でございますけれども、議題1の答申事項の説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。皆様よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問1244号につきましては、お手元の答申案どおり答申を行うことが適当である旨、分科会で決議を行い、その後、

総会において報告することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

続きまして、諮問事項に移ります。諮問第1247号「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正」について、総務省から御説明いたします。よろしく願いいたします。

○藤井信書便事業課長 総務省信書便事業課長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま御紹介いただきました諮問第1247号「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正」について、御説明をさせていただきます。

資料90-2に沿って御説明をさせていただきます。諮問書でございますが、この標準信書便約款の改正を行う際には信書便法の規定に基づきまして、審議会への諮問が必要ですので、今回諮問をさせていただくものでございます。

続きまして、今回の内容について御説明をさせていただきますが、まず初めに、標準信書便約款とは一体どういったものかについて資料に沿って説明をさせていただきます。特定信書便事業を開始するに当たりましては、信書便法に基づく事業の許可、信書便約款の認可、また信書便管理規程の認可の3つが必要となっております。

他方、「信書の送達」行為は物理的に見ますと、「物品輸送」にも該当するため、国土交通省が所管しております貨物運送法制の適用も受けることとなります。ですので、信書便事業を実際に開始される前には、この貨物運送法制に基づく許認可も受ける必要があります。この信書便約款につきましては、総務省の認可に加え、国土交通省の認可あるいは届出が必要となっております。

最初、信書便法の制定からしばらくの間は、それぞれ各事業者は個別に信書便約款の案を作成いただきまして、その上で個別に信書便約款について審査をし、認可をしておりましたが、これは非常に煩雑だとの声もいただきましたので、平成27年に法改正を行いまして、標準信書便約款制度を導入いたしました。

具体的には、標準信書便約款と同一の約款を設定した場合には認可を受けたものとみなすとされたところがございます。これを受け、総務省及び国土交通省におきまして、同一の文面の標準約款を定めました。この両省共通の標準約款を利用することによりまして、参加者は申請手続に費やすコストを削減できることが可能となっているものでございます。

以上が、標準信書便約款の説明でございますが、続きまして、今回の改正の趣旨、内容について御説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。まず初めに、政府全体でデジタル化に向けた取組を進めてまいりました。その背景といたしましては、3ページの最初のところがございますけれども、少子高齢化が進む中で、あらゆる産業や現場における人手不足の進行が予想されており、これを解決するためにはデジタル化の推進が不可欠であるとのことです。

一方で、我が国の社会制度ですとか、ルールにおきましては、いまだにアナログ的な

手法を前提とした「アナログ規制」が広く浸透しておりまして、こういった「アナログ規制」の存在は、「デジタル化」を阻む大きな要因となっているのではないかという問題意識がございました。

そのために、デジタル臨時行政調査会におきましては、令和3年12月に、まず「構造改革のためのデジタル原則」を策定いたしました。この構造改革のためのデジタル原則といいますのは、3ページの下にございます、5つの原則を、今後、デジタル化を進めるに当たっての基本的なルールとして定めたものでございまして、これを受ける形で、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを令和4年6月に同じくデジタル臨時行政調査会におきまして決定をいたしました。

具体的には、各省庁が所管している法令で、先ほど言いましたアナログ規制に該当するものはどういったものがあるのかを具体的にリストアップをいたしまして、それについて7つの項目にカテゴライズをした上で、今後デジタル化をどういう工程で進めていくのかについて、言わば工程表的なものを取りまとめたのがこの一括見直しプランになります。

今回、これから諮問させていただきます標準信書便約款につきましては、この7項目のうちの下から2番目にある書面掲示規制に該当するため、一括見直しプランの中でもリストアップをされたところでございます。

2ページに戻りまして、今回の改正内容でございますけれども、具体的には、特定信書便事業者が提供する役務の提供区域などを事業者の営業所の店頭に掲示する規定が現行の標準信書便約款にございまして、こちらの規定が一括見直しの対象となったものでございます。これを受けて、今後、この役務の提供区域などに係る掲示の方法につきましては、営業所の店頭への掲示、またはウェブサイトへの掲載のいずれかを選択可能とする方向で、この改正の検討を行ってきたところでございます。

具体的な改正の内容が3番目でございますけれども、まず、信書便約款の第2条（役務の名称及び内容）についてですけれども、下に新旧対照表の形で示しておりますが、現行の約款の規定では第2条第3項のところで、「当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します」となっているものを、左側の改正案ですけれども、「店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します」との規定に改めるものです。

同様の規定が、信書便約款第4条（受付日時）、第7条（信書便物の大きさ及び重量の制限）、第13条（料金の収受）及び第21条（転送）にもございますので、今回、併せて改正を行うものでございます。具体的な改正の内容につきましては、こちらの縦書きにございますけれども、総務省告示の改正案の形でお示しをしておりますので、こちらを併せて御覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールですけれども、本日の当分科会で、この内容が適当であるとの答申をいただきました暁には、速やかに官報への掲載に向けた手続きを進めまして、その後この告示につきましては、今年4月1日から施行する予定と思っておりますのでございます。

以上、駆け足でございますけれども、諮問第1247号の説明は以上でございます。
○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは、異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。御説明ありがとうございます。

まず、今回の標準約款は特定信書便に関わる標準約款のみだと思うのですが、それで正しいかを確認させてください。そのうえで、改正の内容としては、掲示等は店頭に掲示するか、ウェブサイトにするかどちらかを選択可能にするということですので、事業者によってはもう店頭には掲示しないでウェブに載せる方法だけを許容するということよろしいかを確認させていただきたく存じます。

○藤井信書便事業課長 特定信書便事業者のみでございますが、そもそもこの標準信書便約款は特定信書便事業者にのみ適用する規定になっていますので、対象としましては特定信書便事業者だけになりますのが1点目の御質問に対する回答です。

2点目につきましては、選択可能になりますので、今後事業者におかれましては、引き続き店頭への掲示の方法を取りますでも構いませんし、ウェブサイトへの掲載に切り替える、もうそちらだけにする方法を取る、それはどちらでも構いませんとの内容になっているところでございます。

○異委員 ありがとうございます。結論としてこの改正で私も問題ないと思いますけれども、周辺の制度との平仄のところを確認させてください。郵便法で規律されている日本郵便株式会社のやっている郵便事業と、信書便法で規律されているうちの一般信書便の方に関しては、郵便約款とか信書便約款等を掲示することが法律で定められていると思われまます。郵便法の第69条に、日本郵便株式会社が郵便に関する料金、郵便約款等を営業所に掲示することが書かれていて、一般信書便事業については、現状事業者がないので使われていない仕組みではありますけれども、日本郵便株式会社と平仄を合わせて、信書便法第18条に届け出た料金と信書便約款等を事業所に掲示することが法律で定められています。これに対して、特定信書便に関してはそういう法律の規定が見当たらないので、今回こういう形で信書便約款を変える話で済んでいると思うのですが、一般信書便事業とか日本郵便株式会社の郵便事業については、法律で事業所に掲示せよとなっていて、御紹介いただいたデジタル臨調の検討で、昨年法律が通って、郵便法と信書便法の私が言及した規定が改正されました。そこでは、営業所に掲示すること自体は引き続き求めることになっていて、プラスアルファ、電子化された形で公衆の閲覧に供することが要求されている状態で、要するに郵便と一般信書便に関しては、店頭への掲示が引き続き法律で求められています。

そうすると、特定信書便については店頭に掲示しなくてもよくなることで、一般信書便事業や郵便事業とはルールが変わってしまうことになります。私としては結論的にそれでも良いのだろうと感じているところですが、この点、郵便課でどういう検討がされたかを、一旦お伺いできればと思います、いかがですか。

○折笠郵便課長 郵便法の法律自体が一括法で改正されておりまして、それを受けて必要な省令等の改正もされていると承知しております。

○異委員 要するに、郵便と一般信書便は、その一括法の改正を経ても店頭への掲示は法律上求められている状態で、店頭から掲示をいきなり外すことにはしなかったという

ことなのですが、特定信書便は、今回店頭に掲示しなくてもよいということで、ずれが生じるわけです。そのこと自体について何か御議論されたのであればそれを伺いたいなと思っております。

○藤井信書便事業課長 信書便課の藤井でございます。

こちらにつきましては、この一括見直しプランをつくる際の議論といたしまして、今、異委員が御指摘いただいたところについてどうするかについての議論をデジタル庁も交えてやりました。その際、やはりまず日本郵便株式会社、郵便法で定めているところと、あと一般信書便事業者に関しては、言わば、非常に規模が大きな事業者、一般信書便事業者も仮に参入した暁にはそういった全国規模で提供することになるわけですから、大きな事業者になるだろうとのことで、こちらにつきましては、やはり店頭への掲示、プラス、インターネット上、ウェブの公表と、両方義務づけることが必要なのではないかとこの話になったところです。

他方、特定信書便事業者におきましては、先ほど異委員がおっしゃったように、法律上でそういったことを定めている規定がなかったこともありますし、あとこれは御案内のとおり特定信書便事業者は非常に小さい事業者が多いこともありまして、そういった事業者に店頭への掲示とウェブサイトへの掲載の両方を義務づけるのは、やはり負担なのではないとのことで、こちらにつきましては、店頭への掲示、またはウェブサイトへの掲載の形でいいのではないかと、デジタル庁も交えて議論をいたしまして、それでいいだろうとの話になった経緯でございます。

○異委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。私も大体同じようなことを印象として持っていて、1点付け加えると、店頭への掲示を去年の法改正で残したことの意味は、やはりインターネットにアクセスできない人が店頭にいきなりいらっちゃって、その場でサービスを受けるかどうかを決める状況がありえ、特に郵便ですと、一つ前の事項にも関わりますけれども、ユニバーサルサービス性があるような役務ですと、そういう人が店頭で判断されることを、やはり妨げるのは問題だとの観点もあると思います。

それと比べると特定信書便は、要するに依頼する人の側でもう検討は済んでいて、店頭でいきなり条件等を確認する必要がそもそもない事業だと考えると、店頭から掲示を外すことの弊害も少ないということで、こういうルールになることで弊害は少ないのだと思いますし、むしろそうしないとやはりデジタル化の流れにも即さないことになりま。繰り返しますが、結論に賛成ですけれども、周辺事情も含めて、お伺いとコメントをしたかっただけでございます。

以上です。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、諮問第1247号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

続きまして、諮問第1248号から1250号「特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」に移ります。

本議題は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷川分科会長代理 それでは、本議題の審議は非公開とさせていただきます。総務省から説明をお願いいたします。

○藤井信書便事業課長 では、引き続き、藤井から御説明をさせていただきます。諮問第1248号「特定信書便事業の許可」、第1249号「信書便約款の変更の認可」、第1250号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」、この3件は一気通貫の形で説明をさせていただきます。その後、御審議いただければと思います。

まず初めに、諮問第1248号の「特定信書便事業の許可」についてです。

今回、特定信書便事業への新規参入希望者が10者おられまして、こちらの10者からの許可申請について総務省で審査をいたしました結果、信書便法に掲げる基準に適合しており、また、欠格事由にも該当しないと認められることから許可することといたしたく諮問させていただくものでございます。

続きまして、申請の概要について御説明をさせていただきます。資料の3ページ及び4ページに今回の申請者10者とその提供サービスの概要がございます。今回申請されたのが、1番、茨城県水戸市の常磐運送(株)、2番、群馬県前橋市の女屋商会(株)、3番、同じく群馬県前橋市の(株)物流サービス、4番、東京都新宿区の(株)ヒューテクノオリン、5番、東京都板橋区のメディエンスサービス(株)、次のページに行きまして、6番、神奈川県横浜市の(株)翔和サービス、7番、富山県南砺市のクバル(株)、8番、富山県富山市の(有)北日本貨物、9番、愛知県名古屋市のエヌジーケイゆうサービス(株)及び10番、大阪府枚方市の(株)リュウツウの10者となっております。

これら事業者が現在営んでおられる主な事業でございますけれども、4番の(株)ヒューテクノオリンが倉庫業、5番のメディエンスサービス(株)が情報処理サービス業、次のページの9番のエヌジーケイゆうサービス(株)がその他のサービス業となりますが、それ以外の7者は全て貨物運送業を主たる事業としておられるとのことでございます。

続きまして、提供を予定しておられるサービスですけれども、10者全て1号役務、あと1番の常磐運送(株)、3番の(株)物流サービス、7番のクバル(株)、8番の(有)北日本貨物、10番の(株)リュウツウの5者は3号役務も提供する予定であるところでございます。提供を予定している区域は、その右の欄になっておりますし、その隣がそれぞれの各役務の提供サービスの概要になっております。

申請者の事業の概要は以上でございますけれども、御審議いただくに当たりまして、信書便法第31条に3つ許可の基準を定めております。1点目が、これは毎度のことでございますけれども、事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものである基準を設けておりまして、これを判断するために信書便物の引受けの方法と配達の方法を役務ごとにそれぞれ定めていただく必要がございます。これが今お示ししております5ページ

の表でございますけれども、10者ともそれぞれの役務ごとに引受けの方法と配達の方法について定めておられます。

続きまして、2点目の許可の基準が事業の遂行上適切な計画を有しているかでございます、こちらを判断するために事業収支見積りを出していただいております。審査に当たりましては、事業開始当初の事業年度、あと翌事業年度の2か年分の事業収支見積書を出していただいております。

まず、収入の部につきましては、各事業者ともそれぞれ提供する役務ごとに利用見込通数と単価を出していただいて、それを掛け合わせる形で信書便事業見込収入をそれぞれ算出いただいているところでございます。これは既存の顧客に対するヒアリングなどを通じまして、それぞれ見込通数及び単価を算出いただいている形になっております。

次のページは、後半の5者のものでございます。

続きまして、この収入を踏まえまして、今度は支出及び利益をそれぞれ算出いただいております。こちらは2か年分ということでございまして、見込収入は先ほどのものと数字は一致しますが、支出につきましては、申請者が項目ごとに積み上げた額ですとか、あるいは先ほど御説明した主たる事業との収入費などの案分によって、それぞれ信書便事業にかかる支出を算出いただいております、この収入から支出を引いた営業利益がどうなっているかといったところについても出していただいております。

今回、10者とも営業利益はいずれも、あくまで見込みですけれども、一応黒字であると算出いただいているところでございます。

最後、3点目が事業を適確に遂行するに足る能力を有しているかどうかでして、こちらは資金計画を出していただいているところでございます。信書便事業の開始に要する資金を出していただいております、具体的には人件費の2か月分、あと賃借料の1年分を合計した金額になっております。見させていただきました結果、直近の決算年度におきまして、各者とも債務超過の状況にはなっていない。あと事業開始に必要な資金につきましては、各者とも全額自己資金による調達が可能となっているところでございます。

以上が、特定信書便事業の許可申請についてでして、続きまして、審査結果の概要を次のページから御紹介をしております。

まず初め、ここにあります1番から3番までの項番が信書便法第31条の各号に定める許可の基準でございまして、これを基に審査を行いました。

まず1番目、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることにつきましては、審査基準として信書便物の秘密を保護するために、引受け、配達の方法が明確に記載されていること。それから信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引受け、配達することなどを適切に行うこととしているかを審査することとしております。これにつきまして、全ての申請者が、事業計画ですとか管理規程におきまして、引受け、配達の方法が明確に記載されていて、この管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことで信書便物の秘密を保護するために適切であると判断しているところでございます。

以上を踏まえて、今回許可申請をした者の事業計画は、信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断をしているところでございます。

続きまして、項番の2番目、その事業の遂行上適切な計画を有するものですが、

事業収支見積りにつきましては、対象年度の2年間につきまして、先ほど御説明させていただいた方法によって適正かつ明確に算出されていると判断しているところでございます。

次に、役務の内容が法に適合しているかにつきまして、1号役務でありましたら、取扱いサイズ、縦、横、高さの合計が73センチを超えるものであること、あるいは4キロを超えるものであること。3号役務につきましては、800円を超える料金であることになっておりまして、それぞれ法の規定に適合していることにつきまして、事業計画などを見て確認しているところでございます。

以上を踏まえまして、項番の2番につきましても妥当なものと判断をしているところでございます。

続きまして、項番の3番目、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものですが、1つ目は資金のところでした、こちらは先ほど御説明しましたように特段問題はないものと判断をしておりますし、2番目が行政庁の許可のところでした、先ほど標準約款のところでも御説明しましたが、貨物運送業の法制上、国土交通省でも許可が必要ですが、今回の申請者は全てこういった許可は事前に得ておられることも確認をしているところでございます。

以上から、項番の3番につきましても妥当であると判断しているところでございます。

最後、項番の4番が信書便法第34条に定めております、欠格事由に該当しないこと。具体的には、1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わって2年を経過しない者であることと、信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者、法人の場合ですと役員にこれらに該当する者がいないかどうかですが、今回の申請者10者全てこの欠格事由には該当しないことも確認しているところでございます。

以上をもちまして、今回の申請者10者とも、この信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められたことから、これらの申請者に対して特定信書便事業の許可をすることといたしたいと考えているところでございます。

続きまして、諮問第1249号「信書便約款の変更の認可」についてです。資料90-4に沿って御説明をさせていただきます。信書便法第33条第1項の規定におきまして、特定信書便事業者は信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定めて総務大臣の認可を受けなければならない。変更する場合も同じく、大臣の認可が必要となっております。ただし、先ほど御説明しましたように、標準約款と同様の内容の約款を定めている場合にはこの認可を不要としているところでございまして、今回は過去に個別約款の認可を受けられました株式会社セルートから信書便約款の変更についての申請があったことから、認可いたしたく御審議いただくものでございます。

なお、先ほど御紹介しました、今回、特定信書便事業の許可を申請してこられた10者は、いずれも標準信書便約款をそのまま適用すると言っておられるところでございます。

続きまして、次のページからが認可申請の概要でございます。今回は信書便約款に記載すべき事項のうち、項番1番の役務の名称及び内容、項番の8番、次のページに行きますけれども、損害賠償の条件、あと最後、項番の9番、その他の事項について変更を

行うものでございます。

前のページに戻りまして、まず初め、項番の1番の役務の名称及び内容につきましては、セルートは1号、2号、3号全ての役務を提供しておられますが、こちらのサービス名を変更したいとのことです。具体的には、1号役務につきましては、今までスポット便Aという名前を、今回、セルート特定信書便1号、2号役務につきましてはジャスト便という名称からセルート特定信書便2号、3号はスポット便Bからセルート特定信書便3号にそれぞれ変更するのが1つ。また、これまで注文の方法が電話とファクスのみでの受付になっていたのを、インターネット上での受付もこれからは開始したいとのことで、それを追加する。更に、提供区域や料金の掲示につきましても、これは先ほどの標準約款の改正と内容は被りますが、今回ウェブサイトにおける掲示も行いたいとのことで、こちらも可能とする内容で今回約款の内容を変更するものでございます。

続きまして、次のページにまいりまして、8番の損害賠償の条件のところですが、平成31年に商法の一部改正が行われまして、この際に商法の運送人の損害賠償責任において、損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が改正されました。これを踏まえまして、標準信書便約款につきまして、該当の規定を既に平成31年の段階で改正しておりますし、また、信書便約款の記載例、個別約款をつくられる際、事業者がつくる際の参考にしていただく記載例におきましても、この責任と挙証に関する規定などを改めましたけれども、この箇所について、今回の信書便約款の変更に伴いまして、セルートも併せて変更を行うものでございます。また、(4)のところも同じです。

最後、9番のその他の事項ですが、業務委託に関する事項におきまして、今までは自動車を使って運送事業者との間の業務委託をやってこられたのですが、今後、航空事業者との業務委託を検討しておられるとのことで、航空事業者への業務委託も読めるような規定を加えたく、ここを変更してきているところでございます。

次が、審査結果の概要でございますけれども、今回、3箇所のところにつきましては、内容を確認させていただきまして、いずれの変更部分につきましても適切に定められておりますほか、あとは項番2番にありますように不当な差別的取扱いをする規定とはなっていないことも確認しておりますので、いずれも「適」とさせていただいているところでございます。

続きまして、諮問第1250号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」についてです。資料は90-5になります。信書便法第34条で準用しております、同じく信書便法の第22条1項の規定におきまして、特定信書便事業者はその取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないことになっているところでございます。

今回は、先ほど御説明しました新たに特定信書便事業の許可を申請してこられた10者から、信書便管理規程の認可申請が上がってきているもの、あと先ほど信書便約款の変更について御説明しました株式会社セルートからは、信書便管理規程につきましても関連する箇所の変更が必要であることから、こちらの変更の認可も出てきているところでございます。

信書便管理規程の設定の認可申請の概要は次のページになります。信書便法の施行規則におきまして、信書便管理規程に記載すべき事項が定められておりまして、その事項

ごとに規定内容を5つここで列挙させていただいているところでございます。

1つ目が信書便管理者の選任及び職務に関する規定、2番目が信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法に関する規定、3つ目は事故発生時の措置に関する規定、4つ目が教育及び訓練に関する規定、5番目がその他になっております。

信書便管理規程の記載例につきましては、総務省におきましても、あらかじめ記載例を公表しておりまして、今回10者から提出された申請内容を確認いたしましたところ、全者この記載例に沿う形で過不足なく記載されていると確認しているところでございます。

続きまして、株式会社セルートから上がってまいりました変更の認可申請でございます。まず、先ほど約款の変更の認可のところでも御説明しましたように、セルートは今後航空事業者への委託を検討しておられるとのことで、送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置につきまして、今までは自動車運送だけを読めるようにしていたところ、今後、航空便、また今直ちにではありませんけれども、将来的には船舶や鉄道を用いる場合の同様の規定についても追加をしたく改めてきたところが1つ目です。

2つ目は顧客情報の管理のところですが、令和4年4月に改正個人情報保護法が施行されたことに伴いまして、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを踏まえた規定の内容も変更する、これが2つ目でございます。

あと、3つ目といたしまして、その他のところで、役務の名称の変更などについて、その他軽微な文言の変更を行うもので申請が上がってきているところでございます。

次のページからが審査結果の概要でございます。まず今回の新規参入希望の10者の信書便管理規程につきましては、全て総務省が公表している記載例に沿って設定していることは確認しておりまして、全ての項目を満たしておりますので、適否の箇所については「適」にさせていただいているところでございます。

続きまして、変更認可の申請のところにつきましては、今回の変更箇所のみになるのですけれども、こちらの変更部分につきましても同様に適切に定められていることは確認をいたしましたので、こちらも「適」としているところでございます。

諮問事項の御説明につきましては以上でございますけれども、最後に、これは毎度のことながら参考資料を2つつけさせていただいているところでございます。まず初めが、今回御審議いただきました10者の事業許可及び認可が適当とされた場合の参入状況で、この場合、全国、特定信書便事業者は599者となる予定でございます。それぞれ本社所在地別に一覧表にしているものは、その次の参考2のところに書かせていただいているところでございます。事業許可申請者につきましては赤字、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可申請者は青字で示しているところでございます。

説明は以上でございます。それでは御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。
○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。

実積構成員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。新規参入を希望している10者の件ですけれども、これは申請書が出されたのは昨年になるのでしょうか。

○藤井信書便事業課長 ご指摘のとおり、申請は昨年になります。

○実積委員 そうすると、気になるのが、番号でいくと7番と8番の会社になるのですが、いずれも富山県で、ひょっとしたら少し被災しているかもしれない感じはするのですが、そうすると例えば、顧客も被災している可能性があるので、需要予測とか見通しが変更するかもしれないと思うのですけれども、その辺りの御確認はされていますでしょうかとの質問です。

○牧村信書便事業課課長補佐 信書便事業課で課長補佐を務めております、牧村と申します。実積委員の御指摘のとおり、被災地に所在している事業者でございますので、その辺り、事業を始めるに当たって、顧客に対して、先ほど藤井課長からも説明したように、どのような引受けかの需要調査をしておりますけれども、被災の状況とか特に影響なく、その顧客からはいくらの需要があることを聞き取ったものを見積りに反映しているため、特にその点は大丈夫かと思えます。

○実積委員 確認ですけれども、そうすると見積り自体は1月2日以降に取られたとのことでしょうか。

○牧村信書便事業課課長補佐 先ほど、昨年申請書を提出したと回答させていただきましたが、失礼いたしました。もろもろの調整を昨年にかけてやっていたのですけれども、その最終の申請書の提出自体は令和6年1月24日となっております。失礼いたしました。

それから、もう一方の有限会社北日本貨物も富山県の事業者ですけれども、こちらも昨年から申請書の調整をしており、最終的に申請書が提出されたのは令和6年1月31日になります。

○実積委員 分かりました。申請されているので要らぬ心配かと思えますけれども、1月中だとまだ携帯電話が完全に復旧されていない状況が長く続いていたので、顧客との連絡が本当についていたかどうか心配なところがあるので、そのところは、この計画でいけると各者に確認されたとのことによろしいでしょうか。

○牧村信書便事業課課長補佐 はい。その点は大丈夫でございます。

ちなみに参考情報ですけれども、今回被災がありました地域で、既存の特定信書便事業者もおりますが、そちらも北陸総合通信局ですとか、あと信越総合通信局に被災状況がどうかを聞いておまして、幸い直接被害に遭ったところはなく、サービスの提供に支障ないことを確認しております。

以上です。

○実積委員 サービスの提供に支障がないのは、道路が寸断されているので分からないのではないのでしょうか。

○牧村信書便事業課課長補佐 道路が寸断されていたり、配達先が何か支障があるかもしれないかもしれませんが、その事業者自身が大きく被災をしてサービスが提供できないようなことはないことを確認しております。

○実積委員 分かりました。いつもこういう件についてお願いしているのは、事業計画が出てきて、その後どうなったかをまた教えていただきたいとの話がありますけれども、この被災されている2者に関しては少し丁寧に調査というか、追いかけていただければと思いました。

以上です。

○牧村信書便事業課課長補佐 実積委員、御心配ありがとうございます。確認していきたいと思います。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

それでは、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 ありがとうございます。いろいろ御説明いただいてありがとうございます。まさに実積委員が、もう富山のことは聞いてくださったのですけれども、今回たまたま北陸でたくさん被災があったことですが、今後、日本はどこ地域でまた同じようなことがあるとも限りませんので、やはり災害があったときのチェックはどうするのかとか、もちろん出す側だけではなくて、受け手側の問題もあると思うのですけれども、その辺のフォローが各地方局でもなさっていることは今聞きましたが、運営ができなくなったときに何か特例のようなものを出すのかとか、本当にこの業務が全て遂行できるのかどうなのか、万が一のときにフォロー体制がどうなっているのかは非常に興味深いところがあります。

やはり信書は、会社の生命線になっている部分のものも、会社だけではなく大事な書類とかもありますので、だからその辺のフォローをきっちりしていただきたいのがまず1点。

あとそれから質問としては、航空も使ってとのことで変更の申請が出ましたけれども、例えば、この先ドローンのようなものとか、また違った形での届け方とかデジタルが進んだときの出し方とか受け方が、いろいろほかの手法が出てくるのでしょうか、そういうときにも都度こうやって追加して、都度確認をして、この件に関しての追加案件は認可するかしないかを今後もやっていくとの解釈でよろしかったのかどうかです。これが質問です。

あともう1つ意見ですけれども、申請した事業者はみんな大丈夫ですよとのことで、こういうことをクリアにしていますとのことを先ほど御説明で聞きましたが、やはりすごい気になっているのは特にトラック貨物は、釈迦に説法ですけれども、非常に人員不足できちんとできるのかどうかとの心配が、この業界だけじゃなく日本中全てにあることで、特に運ぶだけで精いっぱい、運ぶ人の倫理、資料の中の4番のところ、たしか教育とか訓練をきちんとやっていますよというのがありましたが、そこら辺が言葉だけじゃなくて教育や訓練が運ぶ人にしっかりなされているかどうかはもう私たちにはチェックのしようがないですね。

だからその辺のシステムが大丈夫なのかが心配です。あまりにも人が足りないと、まず事業をやるのが精いっぱい、取りあえず届けようみたいな感じになってしまうとトラブルが起こったときに、対処のしようがないと困りますので、そこら辺はもう各事業者に徹底して、本当だったら何らかの形でチェックを何年か内にはしっかりやるとか、本当はそういうことをしていただけたら利用者としては安心だなと思いましたので、意見として述べさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○藤井信書便事業課長 ありがとうございます。今、三浦委員から御指摘いただいた件について、3つそれぞれお答えしたいと思います。

まず初め、先ほどの被災地の話ですけれども、先ほど牧村から御説明しましたように、今回、能登半島地震が起きた後で、被災された4県にいらっしゃる事業者につきましては安全ですとか、あとは今後の事業の遂行に何か支障を来していないかと、そういったところは各地方の総合通信局を経由する形で確認をさせていただいたところですが、今後同様なことが起きたときには、やはりそのところはきちんとフォローみたいなことはやっていく必要があるだろうと考えておりますので、そこは引き続き我々としても注意してやっていきたいなと思っておりますのでございますというのが1点目です。

2点目が、ドローンのお話ですね。おっしゃるとおり技術革新に伴って今後もそういったドローンも含め、新しい形態での信書の送達みたいなものが現実のものになる可能性はあると思います。もちろん、今の現行の規定は必ずしもそういったものが前提となっているものでありませんけれども、今後そういったものが実用化されていくとなったときには、信書便約款、先ほど御説明しました標準約款も含めて、そういったものに合わせた形での見直しは必要だろうと思っております。

ただそのときにやはり重要だと思うのは、信書便物の秘密の保護がいかほど担保されているのか、担保できるような形での規定の見直しが必要だろうと思っておりますので、そういったときには、改めて恐らく当審議会でも御審議いただくことなるかと思えますし、いろいろ委員の皆様のお意見も伺いながらやっていきたいと思っておりますのでございます。

最後、教育と訓練のところですが、三浦委員がおっしゃるとおり、こういった信書便業務に従事する方に対して、信書便物の秘密の保護などを含めた教育や訓練を継続していくことは非常に重要だろうと思っております。この間、信書便事業に参入されてきた事業者には、初年度の検査をやっているときには必ずこういった信書便業務従事者に対する教育や訓練をやっているのかどうかについては、必ず検査項目の中でも取り上げておまして、そういったところでも見させていただいております。

また、総務省でも信書便事業者協会などとも協力する形で信書便管理者ですとか、信書便業務従事者に対する教育のコンテンツみたいなものの充実も引き続き図っていくことによって、信書便業務に従事される者全てに信書便物を取り扱うことの重要性といいますか、秘密の保護に配慮することの大切さをきちんと浸透させていきたいと思っておりますのでございます。

○三浦委員 お答えいただきありがとうございます。どうしても教育とか訓練に関しては、いろいろなプログラムを各事業者でやって、しっかりやらせています、やっています私たちとおっしゃるんですね。ただ、事が起きたときには、実はしっかりやれていなかったとか、例えばビデオを勝手に観て学んでおくようにとか、しっかり教育していますというそのしっかりの中身が非常に抽象的なので、システムチックにチェックポイントにチェックをして終わりとかだけでは、やはり違うだろうと思っておりますので、その辺の担保をどうするかは永遠の課題かもしれませんけれども、各事業者がそういう思いを持ってきちんとやっていただけるように、信書便事業者協会にもできればきっちりやっていただけるようにしてもらえればありがたいなと思えました。

ありがとうございます。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

ほかに御意見ございませんようですので、諮問第1248号から1250号につきまして、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○谷川分科会長代理 それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。皆様から何かございますでしょうか。もしあればチャットにて挙手願います。よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

○事務局(坂平) 事務局です。総会及び次回の郵政行政分科会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、本日出席予定の委員の皆様全員に御参加をいただきましたので、予定どおり委員7名中6名の委員の御出席により審議を行えました。念のため、その旨申し添えます。

事務局からは以上です。

○谷川分科会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会